

令和2年6月22日

文部科学省 御中
内閣府構造改革特別推進本部 御中

三重県志摩市（代々木高校認可権者）
茨城県久慈郡大子町（ルネサンス高校認可権者）
福岡県田川郡川崎町（明蓬館高校認可権者）
以上、広域通信制高校の認可者（順不同）

北海道芸術高等学校
日々輝学園高等学校
第一学院高等学校
ルネサンス高等学校
ルネサンス豊田高等学校
ルネサンス大阪高等学校
さくら国際高等学校
代々木高等学校
E C C 学園高等学校
アットマーク国際高等学校
明蓬館高等学校

以上、広域通信制高校（順不同）

広域通信制高校の新型コロナウイルスの感染症対策のために

面接指導できないと判断する場合の処置の申請について

今般、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、広域通信制高校の認可・監督を預かる自治体としては、それぞれの学校が登校自粛、休校という事態が続く中でもオンラインツールの積極的な活用などにより、在籍生徒の「学びの保障」がされるよう力を尽くしております。

各都道府県に発令されていた非常事態宣言の解除が行われ、それぞれの学校において3密対策にも留意しながら、本校やサポート拠点への登校が再開され、生徒たちの元気な声や笑顔が見られるようになってきています。

先般5月18日付の文科省の通知により、通信制高校の面接指導に関する指針が提示され、今般のコロナ禍により生徒への学びの保障をするために様々な配慮がなされていることと理解はさせていただきました。

私たち自治体と学校がもっとも心配なことは、地域により第二波・第三波の感染の継続や拡大の可能性が高い中、単位取得の要件の一つである面接指導を実施出来るかどうかという点です。

今年度の面接指導・試験実施に関しては、設置者及び学校ともども出来る限りの努力はいたします

が、地域住民の健康・命や生徒の健康・命に影響を及ぼす際には ICT 等を活用しての面接指導等も一つの選択肢としてご裁可いただきたいと存じます。

本校舎のある地域の多くは感染者の少ない、感染拡大をしていない地域であり、また高齢者の多い自治体です。多くの県外者が移動する面接指導実施による感染者リスクに対して、今後、学校自体がクラスターの可能性もあり、学校の感染症対策だけでは防ぐことも困難との認識があります。

学校によっては面接指導時に地域住民との交流の機会（体験学習講師等）もありますし、広域から生徒たちが集ってくる面接指導に対する住民意識は必ずしも肯定的ではありません。住民から今年度の面接指導実施有無の不安の声が既に自治体にも届いています。

また、万一、本校舎での面接指導時に感染症が発覚したときには広域に感染者拡大のリスクに繋がる可能性があり、通常の学校のクラスター対策とは異なり多方面に影響度が大きいと思われます。

また、面接指導を支える食・移動・宿泊にまつわる事業者、環境も面接指導に集う生徒や教職員に対して温かいものではありません。むしろ警戒心のほうが大きいものです。

一方で、感染を恐れるのは生徒及びご家族も然りです。多府県をまたがる移動に対して不安と心配の声は収まる予想はたちにくいのが実情です。ただでさえ、中学時代、集団参加の機会の少なかった生徒、新規場面が苦手な生徒、対面スキルに困難な課題のある生徒、新しい環境に対する関心よりも不安のほうが大きな生徒たちが多く、本当に面接指導が行われるのか、日程は変わるのか、変わらないのかという問合せが学校に寄せられています。

教育課程を満たせない場合、年度を越えての運用も許容されるという通知もいただいておりますが、卒業がかかっている 3 年次生はもとより他の年次生も、本当に卒業できるのだろうか、単位が取れるのだろうか、不安な日々を長期間にわたり過ごすにはリスクのある生徒たちが多くのが実情です。

年間の面接指導実施計画はいったん立てているものの、食・移動・宿泊などのロジスティクス面の予約・諸準備、手配は年度前半に済ませておく必要があり、学校としても、認可者としても早めの意思決定を迫られています。

そこで、上述のそれぞれの地域の事情、学校の面接指導運営上の課題を鑑み、先般の 5 月 18 日付通知の指針に基づき、以下のような今般のコロナ禍の影響が大きい今年度に限り、下記のような運用をお認めいただきたくお願い申し上げます。

下記、

令和 2 年 5 月 15 日付け初等中等教育教育長通知「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について（通知）」

2. ②

学校の授業における通常の学習活動で指導を終えることが困難な場合の特例的な対応として、学習指導要領に定める内容が効果的に指導できるよう、個人でも実施可能な学習活動の一部を ICT 等を活用して授業以外の場において行うことなどにより、学校の授業において行う学習活動を、教師と児童生徒の関わり合いや児童生徒同士の関わり合いが特に重要な学習への動機付けや協働学習、学校でしか実施できない実習等に重点化する。

国の示す今般のコロナ禍に伴う、種々の対応策を基本として、上述の特殊性を鑑み、本校での面接指

導・試験においては、ICT等を活用して、学びの質を落とさないよう、学校設置者と連携し、自治体においても定期的に学校のICT等を活用しての面接指導・試験実施方法について実態把握と指導に努めます。

具体的には、ICT等を活用して事前学習を行い、面接指導においては決められた時数を本校教師の関与を伴い、実施し、教師と生徒の関わり合いや生徒同士の関わり合いを創出し、学習の動機付け、学び合い、共時体験を促進するよう創意工夫を尽くします。ICTを活用するとなった場合にはID・アカウントの運用にも留意し、本人認証確認に万全を期し、身代わり受講を防ぐことは言うまでもありません。

特別活動の運用についても、本校外にはなりますが、ICT等の活用により、決められた時数、所定の目標を達成するよう取り計らいます。

なお、今般の対応はあくまでも限定的・特例的であることは言うまでもありません。また、コロナ禍が収束から終息する事態が現出し、所定の規定通り、学校としても当初の予定通り実施できるようになった暁には申すまでもなく、本文書に記述した「ICT等を活用しての面接指導・試験実施」は取り下げることとします。

何卒よろしくご検討とご裁可をいただきますようお願い申し上げます。

以上